

板橋区廃棄物処理手数料徴収事務委託に関する検査要綱

平成 12 年 3 月 31 日 区長決定

改正 平成 17 年 3 月 31 日 区長決定

改正 平成 25 年 9 月 24 日 区長決定

改正 平成 30 年 3 月 30 日 資源環境部長決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条に基づき、東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する条例（平成 11 年板橋区条例第 49 号。以下「条例」という。）第 52 条に規定する有料粗大ごみ処理券及び条例第 53 条に規定する有料ごみ処理券（以下、「ごみ処理券」という。）を交付する場合における条例第 51 条に規定する廃棄物処理手数料（以下「処理手数料」という。）の徴収事務の委託に関する検査に関して、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱でいう検査とは、板橋区廃棄物処理手数料徴収事務委託契約書第 6 条（フランチャイズに係る条項を含む契約書にあっては第 8 条）の規定に基づき、ごみ処理券に係る区の公金取扱事務及びごみ処理券保有状況の適正化を図るため、区が徴収事務の委託をした者（以下「受託者」という。）に対して行う検査及び指導をいう。

(検査の実施方法等)

第 3 条 検査の方法は、実地検査とし、実施細目は別に定めるものとする。

2 検査を実施する所管課長は、徴収事務の委託契約を所管する清掃事務所長又は清掃事業を担当する課長（以下「所管課長等」という。）とする。

(検査員の指定)

第 4 条 所管課長等は、前条第 1 項に既定する検査を実施させるため、所属職員のうちから検査員を指定する。

(検査の対象期間)

第 5 条 検査の対象となる期間は、所管課長等が指定した期間とする。

(検査の通知)

第 6 条 所管課長等は、検査を実施しようとするときは、書面によりあらかじめ、受託者に通知しなければならない。なお、所管課長等が必要と認める場合は、この限りではない。

(徴収事務の検査項目)

第7条 処理手数料の徴収事務の委託に関する検査項目は、次のとおりとする。

- (1) 調定に関すること。
- (2) 現金・ごみ処理券の出納保管に関すること。
- (3) 常備すべき帳簿等に関すること。
- (4) 証拠書類等の整理保管に関すること。
- (5) その他処理手数料の徴収事務に関すること。

(立会人の指定)

第8条 受託者は、処理手数料の徴収事務の委託に関する検査において、当該受託者の従業員等のうちから受託者側立会人を指定し、検査に立ち合わせなければならない。

2 所管課長等は、原則として所属職員のうちから区側立会人を指定し、検査に立ち合わせなければならない。

(検査の講評)

第9条 検査員は、検査を終了したときは、速やかに受託者に対して検査結果について講評を行わなければならない。

(検査の報告)

第10条 検査員は、検査終了後速やかに、実施細目で定める検査報告書を作成し、所管課長等に報告しなければならない。ただし、検査において、特に重大な事項と認められるときは、その状況の顛末に意見を付して、資源環境部長に報告しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めのない事項については、別に資源環境部長が定めるところによる。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。